

香川県防災ヘリコプター（川崎式BK117C-2型 JA119K）
耐空検査及び12か月検査（5400時間）・点検整備業務仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、香川県（以下「県」という。）が保有する川崎式BK117C-2型ヘリコプターJA119K（以下「ヘリコプター」という。）の耐空検査及び12か月検査（5400時間）・点検整備の業務（以下「検査・整備業務」という。）に適用する。

(2) 航空機整備業者（以下「整備業者」という。）の条件

整備業者は、航空機製造事業法に基づいて許可され、かつ航空法による修理方法について認可された者であり、次に示す条件を有していること。

- ① 川崎式BK117C-2型に係る経済産業省の航空機修理事業許可証及び航空機修理方法認可証を有していること。
- ② 川崎式BK117C-2型に係る国土交通省の事業場認定書を有していること。
- ③ 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第24条の2で総務大臣の登録を受けた無線設備等の検査又は点検を行える者であること。

(3) 適用法令・技術基準等

- ① この検査・整備業務に係る全般的事項については、航空機製造事業法等に定めるところとする。
- ② この検査・整備業務を実施するにあたり、適用する法令及び技術等の基準は、次のとおりとする。

ア 航空法、同施行令、同施行規則及び耐空性審査要領、航空機製造事業法、電波法、労働関係等の関係法令等

イ 川崎式BK117C-2型 ヘリコプターメンテナンス・マニュアル

ウ 川崎式BK117C-2型 ヘリコプターワイヤリング・ダイヤグラム・マニュアル

エ 川崎式BK117C-2型 ヘリコプターパーツカタログ

オ 川崎式BK117C-2型 ヘリコプターリペア・マニュアル

カ 川崎式BK117C-2型 ヘリコプター・フライト・マニュアル

キ ターボメカ社製ARRIEL 1E2 エンジン・メンテナンス・マニュアル

ク ターボメカ社製ARRIEL 1E2 エンジン・パーツカタログ

ケ 耐空性改善通報（TCD）、機体・エンジンサービスブリテン（SB）、サービスニュース（SN）、サーキュラー

コ 川崎式BK117型ヘリコプター・オプション装備品マニュアル

サ 整備業者の整備（技術）基準書及びその他参考となる技術資料

(4) 県による検査

- ① この検査・整備業務中に発見された不具合箇所の修理・調整等の作業方法については、中間検査時（作業工程を考慮し県が指定する日）に指示する。
- ② 各検査における可否の判定基準は、関連法令、技術基準、仕様書、契約条項等による。
- ③ 航空法第20条に規定される認定事業場による耐空証明検査及び電波法第73条に基づく無線局定期検査を整備業者で実施する。各検査に合格後に県が行う機体引渡しに伴う検査（以

下、「機体引き渡し検査」という。)に合格後、県へ機体の引き渡しを行う。機体引き渡し検査は令和8年12月25日(金)までに行うものとする。

- ④ 国土交通省航空局の耐空証明書及び総務省総合通信局の無線局検査結果通知書の発行をもって、検査・整備業務の完了とする。

2 整備内容

(1) 基本整備

- ① 基本整備は、この仕様書(別表1、別表2を含む。)及び受注者側の整備技術基準等によること。
- ② 基本整備は、次に示す範囲とし、それぞれ必要の都度、「分解、洗浄、調整、検査等」を行うこと。
- ア 受入れ作業(検査)
 - イ 各構造部の分解前検査
 - ウ 機体部品等の機能検査、分解検査
 - エ 部品交換作業(この検査・点検業務の範囲内で行うもの)
 - オ 中間検査(機体、エンジン、装備品)
 - カ 地上調整(機体、エンジン)及び試運転
 - キ 飛行試験
 - ク 必要書類の作成
 - ケ 航空局検査(耐空検査)
 - コ 領収検査
- ③ 次の項目については、それぞれ点検、機能検査等を実施すること。
- ア 12か月検査(5400時間)・点検整備
 - イ 時間及びカレンダー交換部品
 - ウ 機能検査部品
 - エ 耐空性改善通報(TCD)、機体・エンジンサービスブリティン(SB)、サービスニュース(SN)、サーキュラー等に該当する点検
 - オ 特に県が必要と認めた点検整備・修理改造

(2) 追加整備

次の作業は追加整備とし、追加整備が発生した場合は変更契約を締結する。

- ① 分解検査の結果により県が中間検査時に必要と認めた航空法施行規則第24条に基づく修理改造及び部品の交換作業
- ② その他、県が中間検査時に必要と認めた作業(検査・整備業務期間中に発行された技術指示書によるもの)
- なお、中間検査後に発生した追加整備については、両者協議の上で決定する。

3 経費負担について

- (1) 整備業者は、業務実施に必要な全ての作業、調整及び申請等を実施し、それらに要する一切の経費を負担するものとする。ただし、県があらかじめ準備する部品、消耗品(塗料・接着剤・シール剤等)、材料及び治工具は除く。

- (2) (1)に関わらず、部品価格が100万円以上のものについては、原則として、県が部品メーカーに発注し、整備業者に納入する。
- (3) 交換した部品の処理については、県の指示によること。
- (4) 機体搬入時の残燃料・潤滑油・作動油等の処理は、県の指示によること。
- (5) 領収飛行検査等に要する燃料・潤滑油・作動油等は、県が指示した油種を整備業者が準備して用いること。
- (6) 検査・整備業務完了後は、燃料を全量満たした上で県に引き渡すこと。但し、県から指示があった場合はその指示に従うこと。

4 検査・整備業務の実施期間

令和8年10月7日（水）から令和9年2月26日（金）までとする。

5 検査・整備業務の実施場所

- (1) 整備業者において整備業者の点検整備作業所にヘリコプターを移送して行うものとする。ただし、ヘリコプターに搭乗して行う点検整備、試験飛行、領収飛行検査を除く。
- (2) 搬入時の機体引き渡し及び領収検査合格後の機体の受領は、整備業者の点検整備作業所において両者立ち会いの上で行う。
- (3) 部品等について、専門工場での点検整備が必要なものについては、事前に県の承認を得た上で、専門業者や製造メーカーの工場で実施する。

6 提出書類

整備業者は、県が指定する期日までに次の書類を2部提出すること。なお、書類には目次を付し、必要に応じて写真を添付すること。

- (1) 整備作業日程表（契約後速やかに提出すること）
- (2) 外注作業予定表（契約後速やかに提出すること）
- (3) 機体領収書
- (4) 検査成績表
 - ① 部品検査記録
 - ② 機能部品検査記録
 - ③ 交換部品記録
 - ④ 不具合処理記録
 - ⑤ 組立検査記録
 - ⑥ 重量重心記録
 - ⑦ 地上・飛行検査記録
- (5) 航空日誌等
- (6) その他、県が必要と認めた書類及び写真等

7 その他

この検査・整備業務の実施にあたり、仕様書に定めのない事項及び検査・整備内容や方法に疑義が生じた場合は、両者協議の上で決定する。